

2022年10月27日

原発の運転期間40年ルール 規制委による撤廃の動き

原子力規制を監視する市民の会 阪上 武

原子力規制委員会による運転期間「撤廃」の動き

◆10月5日 山中原子力規制委員長定例記者会見より

○（原子力小委員会において）資源エネルギー庁から、**運転期間について、利用政策側の法体系の中で検討する方針**が示された。

○**原子炉等規制法の関係条文は、運転期間についての定めと高経年化した原子炉の安全の確認のための定め**の二つがセットになっている。

○**この定め**については、**2年前に議論**したが、**利用政策の判断によるもので、規制委員会は意見を申すところではない**というのが規制委員会の結論。

○**この条文の運転期間に関する項目だけが抜けてしまうと高経年化した原子炉の安全性確認の定めに関する規定がきちんと果たせない**。法整備も含めて、事務方に検討をお願いした。

原子炉等規制法「40年ルール」

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の 経年劣化との関係に関する見解

令和 2 年 7 月 2 9 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和 2 年 7 月 2 2 日に、原子力規制庁から「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会の結果について」の報告を受けた。この意見交換は、事業者側から、運転期間延長認可の審査に関し、運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、一定の期間を運転期間から除外してはどうかとの提案がなされたこと¹に端を発するものである。原子力規制委員会としては、かねてから、運転期間の在り方について意見を述べる立場にない旨を表明してきたところであるが、上記の技術的意見交換会について報告を受けたことを機に、改めてその考え方を説明しておくこととする。

◆令和2年7月 原子力規制委員会の見解 「**運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解**」

○事業者側から、運転期間延長認可の審査に関し、運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、**一定の期間を運転期間から除外してはどうかとの提案**がなされたことに端を発するもの

技術的意見交換会

「意見交換会は法令等の制定又は改正を目的としていない。したがって、現行の原子炉等規制法の規定の範囲で意見交換を行った」

○運転期間に長期停止期間を含めるべきか否かについて、**科学的・技術的に一意の結論を得ることは困難**であり、劣化が進展していないとして除外できる特定の期間を定量的に決めることはできない。

◆令和2年7月 原子力規制委員会の見解 「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」

○運転期間を40年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる**評価を行うタイミング**（運転開始から一定期間経過した時点）を特定するという意味を持つものである。

○**時期をどのように定めよう**と…原子炉施設の将来的な劣化の進展については、個別の施設ごとに、機器等の種類に応じて、**科学的・技術的に評価を行うことができる**

◆令和2年7月 原子力規制委員会の見解 「運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解」

○運転開始から40年という期間そのものは…発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものである。そして、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。

問題点

1. 「見解」はそもそも「**運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解**」であり、長期停止期間を運転期間から除外することの是非についての見解が示されている。それ以上のものではない。

2. 「運転期間を40年とする定めは、**評価を行うタイミング**（運転開始から一定期間経過した時点）を特定するという意味」は明らかかな曲解。原子炉等規制法には明確に「**原子炉を運転することができる期間**」と書かれている。

問題点

3. 「見解」は「**時期をどのように定めようと**…原子炉施設の将来的な**劣化の進展**については、個別の施設ごとに、機器等の種類に応じて、**科学的・技術的に評価を行うことができる**」とあるが、いくら延長してもよいという話ではない。また、劣化の進展評価だけの問題ではない。

○高経年化が進むほど基準適合性の立証は難しくなる（山中委員長）

○設計寿命は40年 ○古い設計であることの問題点

4. **運転開始から40年という運転期間の定めは利用政策の判断でない。**
安全規制の一環として原子炉等規制法に盛り込まれたものである。

原子力規制委員会設置法について
利用と規制の分離

② 原子力安全規制の転換

○ 原子炉等規制法の改正

(1) 重大事故対策の強化

(3) 40年運転制限の導入

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基

エネ庁原子力小委の原子力産業の代弁者らによる安全規制の根幹を揺るがす要求に規制当局が率先して動くとは！

安全規制(規制委によると「立法政策」)により定められた「40年ルール」は、原子力規制委員会こそ、厳格に守らなければならない。

意見を言う立場にないのであれば、「40年は評価のタイミングにすぎない」「運転期間は利用政策による判断」などと事実と反する独善的な意見を述べず、厳格に守るべき